

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ (H)

陽性判明後の流れ

検査結果の通知	医療機関から、結果が連絡されます。
調査	保健所から電話で、症状、基礎疾患の有無等を聞き取りします。 ※ 現在、感染者急増により連絡までに少し時間をいただいております
療養先調整 療養	調査のうえで、保健所が療養先の調整を行います。療養先は自宅(自宅療養)、医療機関(入院)、宿泊療養施設(宿泊療養)のいずれかとなります。療養解除基準を満たすまでの期間、療養していただきます。
療養解除	通常の生活に戻ります。 引き続き、適切な感染対策を心がけてください。

療養期間解除基準の考え方 (目安)

【症状がある場合】

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、療養終了となります

例1



例2



【症状がない場合】

検体採取日から7日間経過した場合に、療養終了となります



あなたの療養期間 (目安) (ご自身で記入をお願いします)

発症日※ : / 療養解除日 : /

※無症状の場合は検体採取日



保健所から連絡がくるまでに

①ご自宅で、感染対策をとりながら待機してください。

家庭内での注意事項

1. 感染者と他の同居者の部屋を分ける。
2. 感染者の世話をする人は、限られた方にする
3. できるだけ全員がマスクを使用する
4. 手洗いをする
5. 日中はこまめに換気をする
6. 取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する

②同居のご家族も濃厚接触者となるため、自宅待機をお願いします。

あなたの同居家族は原則として濃厚接触者と判断され、あなたと最後に接触※してから5日間の自宅待機が必要となります。ただし、2日目と3日目に薬事承認された抗原定性検査キットの検査で2回続けて陰性が確認できた場合は3日目で待機解除とすることができます。

自宅待機期間終了後7日間が経過するまでは、自身による健康状態の確認や会食を控える等の感染対策をお願いします。

※ 最終接触日の考え方

感染者と最後に接触（マスクなしでの会話、飲食、感染リスクとなる物の共有等）があった日を0日とします。乳幼児等隔離が困難な方が感染者の場合は、その方の療養終了日が0日になります。

③濃厚接触者となる同居家族の検査

濃厚接触者となるあなたの同居家族について、現在、保健所では検査を実施しておりません。

※ 同居家族に発熱等の症状が出た場合には、最寄りの診療・検査医療機関を受診いただくようお願いします。

診療・検査医療機関のHP →



療養の方法（入院・自宅療養・宿泊療養）は、保健所がご本人へ聞き取りをしたうえで決定します。
「自宅療養のしおり」「宿泊療養のしおり」は、岐阜県のホームページでご覧いただけます。

岐阜県 自宅療養のしおり



岐阜県 宿泊療養のしおり

